

「子どもを虐待から守る条例」の 改正について 提出資料

○子どもを虐待から守る条例改正案(中間案)に対するパブリックコメントの 結果.....	1
○子どもを虐待から守る条例 改正条例案.....	8

子どもを虐待から守る条例改正案(中間案)に対するパブリックコメントの結果

1 項目別意見数

項目		意見数
名称		0
第1条	目的	1
第2条	定義	6
第3条	基本的な考え方	0
第4条	県の責務	0
第5条	市町の責務	0
第6条	市町との協働	0
第7条	県民の責務	0
第8条	保護者の責務	0
第9条	関係機関等の責務	0
第9条の2	県、市町及び関係機関等の責務	2
第10条	地域社会の役割	0
第11条	妊産婦及び子育て家庭への支援による未然防止の取組	3
第12条	通告等に係る対応	8
第13条	通告等に係る体制の整備等	1
第14条	配偶者に対する暴力が疑われる家庭への支援	0
第15条	子ども自身による安全確保への支援	0
第16条	虐待を受けた子どもに対する保護及び支援	2
第17条	虐待を行った保護者への指導等	1
第18条	権利の擁護	4
第19条	社会的養育及び自立支援	3
第20条	転居時の情報共有	0
第21条	基本計画	5
第22条	連携・協力体制の整備	2
第23条	警察との連携	1
第24条	医療機関との連携	0
第25条	要保護児童対策地域協議会における支援体制の整備	1
第26条	在宅における支援体制の整備	0
第27条	子ども虐待防止啓発月間	0
第28条	人材の養成等	11
第29条	調査研究等	1
第30条	秘密の保持	0
第31条	年次報告	0
第32条	委任	0
その他全般		7
合計		59

2 対応状況

対応区分		件数
①反映する	最終案に意見を何らかの形で反映させたもの	40
②反映済み	意見が既に反映されているもの	6
③参考にする	意見を今後の取組の参考にするもの	10
④反映又は参考にすることが難しいもの		3
⑤その他	中間案から削除した文言に対する意見及び、中間案の内容以外に対する意見(①から④に該当しないもの)	0
合計		59

3 意見の内容及び対応状況

番号	項目	意見の概要	対応区分	意見に対する県の考え方
1	第1条	「三重県子ども条例」について、その後ろに条例番号として「(令和七年三重県条例第四号)」を加えるべきではないか。	①	ご意見のとおり、追記します。
2	第2条第1項第4号	「学校」について、三重県子ども条例では、「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除く。)」と規定されているが、本条例では、同様の定義を置かなくてよい。また、学校教育法における「学校」の定義を前提にすると、「学校」には「幼稚園」が含まれているので、「幼稚園」を「学校」と別に明記する必要はないのではないかと。もし特出ししたいのであれば、「幼稚園その他の学校」、「学校(幼稚園を含む。)」など、表記を工夫すべきではないか。	④	関係機関等を分かりやすく定義することが重要と考えており、中間案のとおり表記にしています。
3	第2条第1項第4号	「保育所」について、本条例における用語の意義は児童福祉法で使用する用語の例による(改正後の第2条第2項)とのことなので、本条例における「児童福祉施設」には「保育所」が含まれており、「児童福祉施設」と別に明記する必要はないのではないかと。もし特出ししたいのであれば、「保育所その他の児童福祉施設」など、表記を工夫すべきではないか。また、「認定こども園」についても、児童福祉法における「児童福祉施設」には「幼保連携型認定こども園」が含まれているので、「認定こども園(幼保連携型認定こども園を除く。)」など、表記を工夫すべきではないか。	④	関係機関等を分かりやすく定義することが重要と考えており、中間案のとおり表記にしています。
4	第2条第1項第4号	「配偶者暴力相談支援センター」の定義について、本条例で「配偶者暴力相談支援センター」は第2条第1項第4号にしか出てこないで、「以下同じ。」を「以下この号において同じ。」とすべきではないか。	①	ご意見をふまえ、修正します。
5	第2条第1項第4号	「民生委員」について、児童福祉法第16条第2項により、民生委員は、児童委員に充てられたものとしてとされており、「民生委員」と「児童委員」は指し示す対象が同一なので、本条例では、児童虐待と性質上関連の深い「児童委員」のみを明記し、「民生委員」は削るべきではないか。	①	ご意見をふまえ、修正します。
6	第2条第1項第4号	関係機関等の例示の並び順が、類似のものを列挙した児童虐待の防止等に関する法律第5条第1項の並び順と異なっているが、特に児童虐待の防止に当たって重要性が高いと思われる「児童福祉施設の職員」が法律よりも後ろに来ているのは違和感があるので、特に理由がないのであれば、法律の並び順に合わせてはどうか。	①	ご意見をふまえ、修正します。
7	第2条第2項	「この条例で使用する用語」について、既存の三重県条例の類似の規定では、全て「この条例において使用する用語」となっているので、そうしてはどうか。	①	ご意見をふまえ、修正します。
8	第9条の2	第九条の二「県、市町及び関係機関等は、相互に連携し、虐待の早期発見、早期対応に努めなければならない。」とあるが、現場は様々な業務に追われ、忙殺されている。相互に連携するための余裕を持った人員を配置するとともに、どうすれば早期発見できるかを明記すべきではないでしょうか。	③	虐待のおそれを早期発見することは重要であると考えています。条例にはその具体的な方法について規定しておりませんが、いただいたご意見を参考に、研修等にて早期発見・早期対応の促進を図ってまいります。
9	第9条の2第1項	「早期発見、早期対応」について、2つの用語をつなぐ場合の一般的な法制執務のルールに従い、「早期発見及び早期対応」としてはどうか。	①	ご意見をふまえ、修正します。
10	第11条第4項	「相談先」は、条例で使用する用語として口語的すぎるように思うので、「相談機関」又は「相談窓口」などの用語に置き換えてはどうか。	①	ご意見をふまえ、修正します。
11	第11条第5項	「啓発活動及び情報提供並びに必要な支援」について、「啓発活動及び情報提供」は「必要な支援」と別物ではなく、その一部であるように思うので、「啓発活動、情報提供その他の必要な支援」としてはどうか。	①	ご意見をふまえ、修正します。

番号	項目	意見の概要	対応区分	意見に対する県の考え方
12	第11条第6項	「健康診査の未受診があり」について、あまり条例の表現としてこなれていないように思うので、「健康診査を受診しておらず」などとしてはどうか。 ・「当該子ども」について、「当該」は原則として既出の対象をそのまま捉える場合に使用する用語であり、「子ども」と「乳児若しくは幼児」の意味内容も一致していないので、「当該乳児若しくは幼児」とすべきではないか。	①	ご意見をふまえ、修正します。
13	第12条第1項	「子どもの養育に一定の関与がある者」について、既出の「虐待を受けたと思われる子ども」と同一の子どもであると明確にしたほうがよいと思うので、「子ども」を「当該子ども」としてはどうか。また、「関与がある」と言い切るのは実際の事案において難しい場合もあることも想定されるので、「関与がある者」を「関与があると認められる者」としてはどうか。(第12条第3項も同様)	①	ご意見をふまえ、修正します。
14	第12条第1項	「当該子どもの安全を確認した場合はこの限りではない」は、法令における一般的な同様の表現に合わせて、「当該子どもの安全を確認した場合は、この限りでない」とすべきではないか。	①	ご意見をふまえ、修正します。
15	第12条第4項	「一時保護」について、第12条第5項で「法第八条第二項第一号の規定による一時保護」と規定されているが、第4項の「一時保護」も同内容なのであれば、第4項において「法第八条第二項第一号の規定による一時保護(以下「一時保護」という。)」とすべきではないか。そうすれば、第16条で改めて「法第八条第二項の規定により一時保護が行われた」と表記する必要もなくなり、以下の条文では単に「一時保護」と表記すれば済むこととなる。	①	ご意見をふまえ、修正します。
16	第12条第5項	「法第八条の二第一項の規定による出頭要求、法第九条第一項の規定による立入りによる調査又は質問並びに法第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索及び同条第二項の規定による調査又は質問」について、法では都道府県知事の権限とされているが、この条文の主語は、「児童相談所長」でよいのか。仮に知事が実際には児童相談所長に命じて行わせるとしても、「権限を行使する」のは知事だと思われ、法第10条第1項の規定ぶりとも整合が取れていないので、主語を「知事又は児童相談所長」とするなど、整理が必要ではないか。(第12条第6項も同様)	①	ご意見をふまえ、「児童相談所長(知事から権限の委任を受けた場合を含む。以下同じ)」という表記に変更します。
17	第12条第5項	「法第九条第一項の規定による立入りによる調査又は質問」について、法の表現に合わせて、「法第九条第一項の規定による立入り及び調査又は質問」としてはどうか。(第12条第6項も同じ。)	①	ご意見をふまえ、修正します。
18	第12条第5項	「(次項において「臨検等」という。)」について、「法第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索及び同条第二項の規定による調査又は質問」を指すとは思われるが、どこまでが略称の範囲が不明確なので、「臨検等(法第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索及び同条第二項の規定による調査又は質問をいう。次項において同じ。)」などと表記を工夫してはどうか。	①	ご意見をふまえ、修正します。
19	第12条第6項	「法第十条第一項の規定に基づき」について、読みやすさの観点から、「法第十条第一項の規定に基づき、」としてはどうか。	①	ご意見をふまえ、修正します。
20	第12条第6項	第12条第6項は、法第10条第1項と規定内容がほぼまったく同一であり、改めて条例で規定する必要はあるのか。規定するのであれば、これこれの要件の場合には「援助を求めるものとする」など付加的な内容にしたほうがよいのではないか。	③	県としては、法の規定に基づく対応の徹底を図ることが重要と考えており、中間案のとおり規定しています。

番号	項目	意見の概要	対応区分	意見に対する県の考え方
21	第13条第3項	第13条第3項を削除することとしているが、「子どもを虐待から守る家」は三重県独自の仕組みであり、指定の実績も200件以上あるということであるのに、廃止してしまうてよいのか。	②	新たな子どもの相談窓口として、SNSを活用した相談対応の取組の促進が重要と考えており、第15条において新たな条項を追記しています。現行の「子どもを虐待から守る家」については、条項としては廃止をしますが、附則において、なお効力を有することを規定しています。
22	第16条第2項	「一時保護解除」について、法の表現に合わせて、「一時保護を解除」とすべきではないか。	①	ご意見をふまえ、修正します。
23	第16条第2項	「当該一時保護が(……)警察と連携した事案」について、一時保護自体は事案ではないと思われるので、「当該一時保護が(……)警察と連携した事案に係るもの」としてはどうか。	①	ご意見をふまえ、修正します。
24	第17条	第17条「虐待を行った保護者への指導等」に関して、条文は「指導の徹底」「継続的支援」につとめるという記述があるが、積極的な罰則規定などを設ける必要があるのではないか。	④	基本的考え方(第三条第二項)において、虐待の防止に当たっては、子育て家庭が孤立しない社会の実現に向けて取り組むことを規定し、これを基本方針としているため、罰則規定は設けず、「虐待の再発を防ぐため」の保護者指導の徹底及び「必要な継続的支援」を新たに盛り込んでいます。
25	第18条第2項	「子どもが意見を表明することができ、かつその意見が適切に反映されるよう」について、法令における一般的な「かつ」の用例に即して、「子どもが意見を表明することができ、かつ、その意見が適切に反映されるよう」とすべきではないか。	①	ご意見のとおり、修正します。
26	第18条第3項	2か所「児童」という表記があるが、本条例では、法でいう「児童」を「子ども」と定義しているのので、「子ども」で統一すべきではないか。	①	ご意見のとおり、修正します。
27	第18条第3項	「意見聴取等措置の対象となる児童の(……)措置を行うこと」について、日本語として違和感があるので、「意見聴取等措置の対象となる子どもに係る(……)措置を行うこと」としてはどうか。	①	ご意見をふまえ、分かりやすさを重視した表記に修正します。
28	第18条第3項	「児童福祉法第二十七条第一項第三号」について、児童福祉法は本規定で既出なので、「同法第二十七条第一項第三号」とすべきではないか。	①	ご意見のとおり、修正します。
29	第19条	第19条「社会的養育及び自立支援」について、老朽化した児童養護施設の居住環境を整え(新築、改築、改修など)、児童生徒の暮らしやすさに配慮するような文言を加えてもいいのではないか。	③	ご意見については参考にさせていただきます。施設整備については、別途「三重県社会的養育推進計画」に基づいて整備等の対応について取り組んでまいります。
30	第19条第2項	「安心した生活を送る」について、条例の表現としてこなれていないと思うので、「安心して生活を送る」としてはどうか。	①	ご意見のとおり、修正します。
31	第19条第3項	「生活及び就労」について、対象を明確にするため、「その生活及び就労」としてはどうか。	①	ご意見のとおり、修正します。
32	第21条	今回の改正案に示された内容を具体化するために、新たに知事が定めるとした「基本計画」(第21条)にどのような内容が示されるのかが、重要となってくる。その策定のさいにも幅広い意見聴取とていねいな議論が必要である。	③	具体的な施策についての基本方針及び必要な事項は、条例に基づいて策定する計画に基づいて定めることとしており、いただいたご意見を参考にさせていただきます。
33	第21条	今回の改正案に示された内容を具体化するために、新たに知事を定めるとした「基本計画」(第21条)に、どのような内容が示されるのかが重要だと考えます。また、その策定の際にも、幅広い意見聴取と丁寧な議論が必要だと考えます。	③	同上
34	第21条	今回の改正案に示された内容を具体化するためには、新たに知事が定めるとした第21条の「基本計画」にどのような内容が示されるのかが、大変重要となってくる。策定の際には、幅広い意見聴取とていねいな議論が必要であると考えます。	③	同上

番号	項目	意見の概要	対応区分	意見に対する県の考え方
35	第21条	今回の改正案に示された内容を具体的にするためには、知事が新たに定めるとした基本計画に、どのような内容が盛り込まれるのかがとても重要になってくると思いました。その基本計画を策定する際にも、幅広く意見を聴き取り、丁寧に議論していってもらうことが大切であると思いました。	③	同上
36	第21条	今回の改正案に示された内容を具体化するために、新たに知事が定めるとした「基本計画」(第21条)にどのような内容が示されているのかが、重要となってくる。その策定の際にも幅広い意見聴取とていねいな議論が必要である。	③	同上
37	第22条	「子どもの福祉に関連する職務に従事する関係者」について、第22条では、類似の対象を指し示すと思われる「子どもの福祉に職務上関係のある者」が出てきて紛らわしいので、どちらかに表記を統一してはどうか。また、その場合、「職務関係者」については、第2条第1項第4号中で略称として定義するか、同項に新たに号を設けて定義してはどうか。なお、「子どもの福祉に関連する職務に従事する関係者」は、あまり条例の表現としてこなれていないように思うので、「子どもの福祉に関連する職務に従事する者」としてはどうか。	①	ご意見をふまえ、第22条の「子どもの福祉に関する職務に関係のある者」については、第2条第1項第4号「関係機関等」の中に含まれることから、第22条は削除し、整合を図ります。
38	第22条	「医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、児童委員その他子どもの福祉に職務上関係のある者」について、類似のものを列挙している第2条第1項第4号の規定と、列挙されているものやその順番、表記について整合が取れていないので、整合を取ってはどうか。	①	同上
39	第23条第1項	「前項の規定に基づく」について、捉えたいのは「虐待に係る情報」だけでなく、情報の共有や連携すること全体だと思われるので、「前項の規定に基づき」としてはどうか。	①	ご意見をふまえ、修正します。
40	第25条第1項	見出し(「要保護児童対策地域協議会における支援体制の整備」と本文(「要保護児童対策地域協議会等の活用により」)が合っていないので、見出しを「要保護児童対策地域協議会等における支援体制の整備」とするか、本文で想定されるものが要保護児童対策地域協議会以外にないのであれば「等」を削ってはどうか。	①	ご意見をふまえ、修正します。
41	第28条第1項	充実すべき支援や体制の強化、連携する関係機関等を増やすこと等が明記されているが、業務量に見合う人員確保等の保障がきわめて重要である。	②	子どもを虐待から守るため、人員確保を含めた児童相談体制整備は重要であると考えており、人材の養成(第28条)(※修正案では第27条)において、児童相談所等における相談支援体制を整備するとともに、職員の資質の向上のみならず、職員の確保を図る旨を規定しています。
42	第28条第1項	充実すべき支援や体制の強化、連携する関係機関等を増やすこと等が明記されているが、業務量に見合う人員の確保が極めて重要である。学校園において、ただでさえ人員不足が喫緊の課題となっているいま、子どもたちへのきめ細やかなケアをするためにも、人員確保について明記したうえで施策を進めていくべきと考える。	②	同上
43	第28条第1項	第28条「人材の養成等」について、職員に体系的、計画的な研修を行うのは結構なことだが、質だけでなく、職員の人数の確保にも注力していただきたい。また、そのための財政的措置を講ずることは当然であるから、その旨を条例に記載すべきである。	②	同上
44	第28条第1項	充実すべき支援や体制強化、連携する関係機関等を増やすこと等が明記されているが、業務量に見合う人員確保等の保障がきわめて重要である。	②	同上
45	第28条第1項	支援を充実させることや関係機関との連携の強化等が示されていましたが、その分、業務量も相当なものになると想像します。それに見合うだけの人員をいかに確保していくかもとても重要だと思いました。	②	同上

番号	項目	意見の概要	対応区分	意見に対する県の考え方
46	第28条第1項	第九条の二「県、市町及び関係機関等は、相互に連携し、虐待の早期発見、早期対応に努めなければならない。」とあるが、現場は様々な業務に追われ、忙殺されている。相互に連携するための余裕を持った人員を配置するとともに、どうすれば早期発見できるかを明記すべきではないでしょうか。	③	同上
47	第28条第2項	「前項の規定を実施するに当たっては」について、「規定を実施する」という表現は法令であり見かけるものではなく、違和感があるので、「前項の規定に基づく取組を実施するに当たっては」とするなど、表記を工夫してはどうか。	①	ご意見をふまえ、修正します。
48	第28条第2項	「体系的、計画的に」について、法令の一般的な表現に合わせて、「体系的かつ計画に」とすべきではないか。	①	ご意見をふまえ、修正します。
49	第28条第3項	「効果的に連携が実施されるよう」について、この改正だと、改正前は「事業又は活動」が効果的に実施されるための人材の養成について規定されていたものが、「効果的な連携」のための人材の養成に矮小化されてしまうおそれがあるように思うので、「連携して効果的に実施されるよう」とするなど、表記を工夫してはどうか。	①	ご意見をふまえ、修正します。
50	第28条第4項	「法第四条第五項の規定に基づく検証」について、法第4条第5項には、「分析」や「調査研究」も規定されているが、それは捉えなくてよいのか(特に、本項において想定されてる死亡事例等の「児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例」については「分析」と規定されている。)。法に忠実に引っ張ってくるなら、「法第四条第五項の規定に基づく分析並びに調査研究及び検証」としてはどうか。	①	ご意見をふまえ、修正します。
51	第28条第4項	「重大事例の再発防止に関する取組」について、条例の表現としては簡略化しすぎているように思うので、「重大な事例の再発の防止に関する取組」又は「重大な事例の再発を防止するための取組」などとしてはどうか。	①	ご意見をふまえ、修正します。
52	第29条	第二十九条(調査研究等)に「複数」の虐待事例を調査研究し、防止策を検討する旨を追加すると良いと考える。 具体的には、関係機関等で複数症例を概観的に調査研究する体制を構築し防止策提言につなげること、三重県が全国に先駆けて実施している「予防のための子どもの死亡検証(CDR)」と連携し死亡事例等の重大事例の再発防止に資することを追加することが考えられる。 なお、これらは【改正の方向性】「①体制づくり・未然防止の取組の推進」に関連する事項と考える。	③	児童相談所等の職員が専門的な知識、技術等を身につけ、子どもを虐待から守ることについて重要な責務を担っていることから、県は調査研究を行い、その結果を検証することは必要であると考えています。事例の数等については規定していませんが、具体的な取組については、いただいたご意見を参考にさせていただきます。
53	全般	これらの施策を推進していくためには、財政面の保障がなされるべきです。今回の改正案の中には、それが明記されていなかったもので、記載されるべきだと思いました。児童虐待の再発を防止するという取組は必要であると思いますし、切れ目のないものにしていくことが重要です。そのためには、人員やそれに伴う財政面の確保が必須であると思います。	①	子どもを虐待から守るための施策を推進するため、財政上の措置については、ご意見をふまえ、追加します。
54	全般	児童虐待の再発防止と児童虐待対応のさらなる強化を図ることは必要なことであると考えますが、条例には、施策を推進していくための財政面の保障に関する条項がないため、追加すべきであると考えます。虐待防止の対応強化には、虐待防止に対応するための人員が必要不可欠です。そのため、現在進められている「三重県子ども条例」の改正においても「県は財政上の措置を講ずるよう努める」との条項が追加されているため、「子どもを虐待から守る条例」の改正においても、同様に記述されることを求めます。	①	同上

番号	項目	意見の概要	対応 区分	意見に対する県の考え方
55	全般	施策推進のための財政面の保障に関する条項がないので追加すべきである。今般の「三重県子ども条例」の改正においても「県は財政上の措置を講ずるよう努める」との条項が追加されているので、同様に記述されることを求める。	①	同上
56	全般	施策推進のための財政面の保障に関する条項がないため、確実に保障し、一人でも多くの子どもたちを虐待から守るためにも、追加して明記すべきと考える。「三重県子ども条例」の改正においても、「県は財政上の措置を講ずるよう努める」との条項が追加されているため、同様に記述されることを求める。	①	同上
57	全般	第28条「人材の養成等」について、職員に体系的、計画的な研修を行うのは結構なことだが、質だけでなく、職員の人数の確保にも注力していただきたい。また、そのための財政的措置を講ずることは当然であるから、その旨を条例に記載すべきである。	①	同上
58	全般	施策推進のため財政面の保障に関する条項がないので、追加すべきである。「三重県子ども条例」の改正においても「県は財政上の措置を講ずるよう努める」との条項が追加されているので、同様に記述されることを強く求める。	①	同上
59	全般	充実すべき支援や体制の強化、連携する関係機関等を増やすこと等が明記されているが、施策推進のための財政面の保証がきわめて重要である。 施策推進のための財政面の保障に関する条項がないので追加すべきである。今般の「三重県子ども条例」の改正においても「県は財政上の措置を講ずるよう努める」との条項が追加されているので、同様に記述されることを求める。	①	同上

※下線部は現行条例からの変更点

※下線部は現行条例からの変更点、また、
令和7年3月常任委員会時からの変更点は赤字

現行条例	改正条例中間案 (令和7年3月常任委員会時)	改正条例最終案
子どもを虐待から守る条例 第一章 総則 (目的) 第一条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本的な考え方、県、市町及び県民の責務、関係機関等及び地域社会の役割、通告に係る対応等を定めることにより、県民全体で子どもを虐待から守り、もって次代の社会を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。 (定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 子ども 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号。以下この条及び第十四条において「法」という。)第二条に規定する児童をいう。 二 保護者 法第二条に規定する保護者をいう。 三 虐待 法第二条に規定する児童虐待をいう。 四 関係機関等 関係機関、関係団体又は子どもを虐待から守ることに関連する活動を行う者その他の関係者をいう。	子どもを虐待から守る条例 第一章 総則 (目的) 第一条 この条例は、<u>三重県子ども条例の理念にのっとり、子どもを虐待から守ることについて、基本的な考え方を定め、県、市町、県民、保護者及び関係機関等の責務並びに地域社会の役割を明らかにするとともに、</u>通告に係る対応等を定めることにより、県民全体で子どもを虐待から守り、もって次代の社会を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。 (定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 子ども 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号。<u>以下「法」という。</u>)第二条に規定する児童をいう。 二 保護者 法第二条に規定する保護者をいう。 三 虐待 法第二条に規定する児童虐待をいう。 四 関係機関等 <u>学校、教育委員会、医療機関、児童福祉施設、保育所、幼稚園、認定こども園、警察、女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力</u>	子どもを虐待から守る条例 第一章 総則 (目的) 第一条 この条例は、<u>三重県子ども条例(令和七年三重県条例第四号)の理念にのっとり、子どもを虐待から守ることについて、基本的な考え方を定め、県、市町、県民、保護者及び関係機関等の責務並びに地域社会の役割を明らかにするとともに、</u>通告に係る対応等を定めることにより、県民全体で子どもを虐待から守り、もって次代の社会を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。 (定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 子ども 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号。<u>以下「法」という。</u>)第二条に規定する児童をいう。 二 保護者 法第二条に規定する保護者をいう。 三 虐待 法第二条に規定する児童虐待をいう。 四 関係機関等 <u>学校、幼稚園、児童福祉施設、保育所、認定こども園、医療機関、警察、女性相談支援センター、教育委員会、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力</u>

現行条例	改正条例中間案 (令和7年3月常任委員会時)	改正条例最終案
(基本的な考え方) 第三条 虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、虐待を決して行ってはならず、また、これを許してはならない。 2 虐待の防止に当たっては、虐待が社会的要因、経済的要因その他の様々な要因により、あらゆる家庭において起こり得るという認識の下に、子育て家庭が孤立しない社会の実現に向けて取り組まなければならない。 3 子どもを虐待から守るための施策の実施に当たっては、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最大限に考慮しなければならない。 4 県民全体として、次代の社会を担う子どもが健やかに育つ社会の形成に向けて取り組まなければならない。	相談支援センターをいう。以下同じ。) その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び民生委員、児童委員、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、弁護士、警察職員、女性相談支援員、配偶者暴力相談支援センターの職員その他子どもの福祉に関連する職務に従事する関係者をいう。 2 前項各号に掲げるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）で使用する用語の例による。 (基本的な考え方) 第三条 虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、虐待を決して行ってはならず、また、これを許してはならない。 2 虐待の防止に当たっては、虐待が社会的要因、経済的要因その他の様々な要因により、あらゆる家庭において起こり得るという認識の下に、子育て家庭が孤立しない社会の実現に向けて取り組まなければならない。 3 子どもを虐待から守るための施策の実施に当たっては、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最大限に考慮しなければならない。 4 県民全体として、次代の社会を担う子どもが健やかに育つ社会の形成に向けて取り組まなければならない。	力相談支援センターをいう。以下この号において同じ。) その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び民生委員児童委員、学校の教職員、<u>児童福祉施設の職員</u>、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察<u>官</u>、女性相談支援員、配偶者暴力相談支援センターの職員その他子どもの福祉に関連する職務に従事する関係者をいう。 2 前項各号に掲げるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）で使用する用語の例による。 (基本的な考え方) 第三条 虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、虐待を決して行ってはならず、また、これを許してはならない。 2 虐待の防止に当たっては、虐待が社会的要因、経済的要因その他の様々な要因により、あらゆる家庭において起こり得るという認識の下に、子育て家庭が孤立しない社会の実現に向けて取り組まなければならない。 3 子どもを虐待から守るための施策の実施に当たっては、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最大限に考慮しなければならない。 4 県民全体として、次代の社会を担う子どもが健やかに育つ社会の形成に向けて取り組まなければならない。

現行条例	改正条例中間案 (令和7年3月常任委員会時)	改正条例最終案
(県の責務) 第四条 県は、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最優先としなければならない。 2 県は、子どもを虐待から守るため、必要な施策を講ずるとともに、必要な体制を整備しなければならない。 3 県は、子どもを虐待から守るため、市町の施策又は事業、関係機関等の事業又は活動及び地域社会の取組を積極的に支援しなければならない。 (市町の責務) 第五条 市町は、子どもを虐待から守るため、県及び関係機関等と連携し、子ども及び家庭に身近な場所で虐待の防止に係る施策の充実に努めるものとする。 (市町との協働) 第六条 県は、市町が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について必要な協力を行うものとする。 2 県は、市町に対し、保健、医療、福祉、教育等の各分野における連携を強化し、子どもを虐待から守るための役割を積極的に果たすよう協力を求めるものとする。 (県民の責務) 第七条 県民は、第三条の基本的な考え方にのっとり、子ども及び保護者を含む近隣社会の連帯が虐待の防止に資することについて理解を深めるとともに、子どもを虐待から守るための施策、事業、活動等に協力するよう努めるものとする。	(県の責務) 第四条 県は、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最優先としなければならない。 2 県は、子どもを虐待から守るため、必要な施策を講ずるとともに、必要な体制を整備しなければならない。 3 県は、子どもを虐待から守るため、市町の施策又は事業、関係機関等の事業又は活動及び地域社会の取組を積極的に支援しなければならない。 (市町の責務) 第五条 市町は、子どもを虐待から守るため、県及び関係機関等と連携し、子ども及び家庭に身近な場所で虐待の防止に係る施策の充実に努めるものとする。 (市町との協働) 第六条 県は、市町が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について必要な協力を行うものとする。 2 県は、市町に対し、保健、医療、福祉、教育等の各分野における連携を強化し、子どもを虐待から守るための役割を積極的に果たすよう協力を求めるものとする。 (県民の責務) 第七条 県民は、第三条の基本的な考え方にのっとり、子ども及び保護者を含む近隣社会の連帯が虐待の防止に資することについて理解を深めるとともに、子どもを虐待から守るための施策、事業、活動等に協力するよう努めるものとする。	(県の責務) 第四条 県は、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最優先としなければならない。 2 県は、子どもを虐待から守るため、必要な施策を講ずるとともに、必要な体制を整備しなければならない。 3 県は、子どもを虐待から守るため、市町の施策又は事業、関係機関等の事業又は活動及び地域社会の取組を積極的に支援しなければならない。 (市町の責務) 第五条 市町は、子どもを虐待から守るため、県及び関係機関等と連携し、子ども及び家庭に身近な場所で虐待の防止に係る施策の充実に努めるものとする。 (市町との協働) 第六条 県は、市町が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について必要な協力を行うものとする。 2 県は、市町に対し、保健、医療、福祉、教育等の各分野における連携を強化し、子どもを虐待から守るための役割を積極的に果たすよう協力を求めるものとする。 (県民の責務) 第七条 県民は、第三条の基本的な考え方にのっとり、子ども及び保護者を含む近隣社会の連帯が虐待の防止に資することについて理解を深めるとともに、子どもを虐待から守るための施策、事業、活動等に協力するよう努めるものとする。

現行条例	改正条例中間案 (令和7年3月常任委員会時)	改正条例最終案
2 県民は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合においては、速やかに、これを市町、児童相談所等に通告しなければならない。 (保護者の責務) 第八条 保護者は、虐待を決して行ってはならず、また、その子どものしつけに際して体罰を決して加えてはならない。 2 保護者は、子どもを虐待から守ることについて理解を深めるとともに、その子どもの心身の健全な育成に努めなければならない。 (関係機関等の役割) 第九条 関係機関等は、県、市町等と連携し、子どもを虐待から守るための事業又は活動を実施するよう努めるとともに、子ども及び家庭と関わる機会を通じて、虐待の防止に努めるものとする。	2 県民は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合においては、速やかに、これを市町、児童相談所等に通告しなければならない。 (保護者の責務) 第八条 保護者は、虐待を決して行ってはならず、また、その子どものしつけに際して体罰を決して加えてはならない。 2 保護者は、子どもを虐待から守ることについて理解を深めるとともに、その子どもの心身の健全な育成に努めなければならない。 (関係機関等の責務) 第九条 関係機関等は、県、市町等と連携し、<u>自主的かつ主体的に子どもを虐待から守るための事業又は活動を実施するよう努めるとともに、子ども及び家庭と関わる機会を通じて、虐待の防止に努めるものとする。</u> 2 <u>関係機関等は、常に虐待の兆候に注意を払い、その早期発見に努めなければならない。</u>	2 県民は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合においては、速やかに、これを市町、児童相談所等に通告しなければならない。 (保護者の責務) 第八条 保護者は、虐待を決して行ってはならず、また、その子どものしつけに際して体罰を決して加えてはならない。 2 <u>保護者は、子どもの人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の子どもの心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。</u> 3 保護者は、子どもを虐待から守ることについて理解を深めるとともに、その子どもの心身の健全な育成に努めなければならない。 (関係機関等の責務等) 第九条 関係機関等は、県、市町等と連携し、<u>自主的かつ主体的に子どもを虐待から守るための事業又は活動を実施するよう努めるとともに、子ども及び家庭と関わる機会を通じて、虐待の防止に努めるものとする。</u> 2 <u>関係機関等は、常に虐待の兆候に注意を払い、その早期発見に努めなければならない。</u> 3 <u>関係機関等は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合においては、速やかに、これを市町又は児童相談所等に通告しなければならない。</u> 4 <u>前項の通告を受けた市町又は児童相談所等は、子どもを虐待から守るため、的確に相互の情報を共有するものとする。</u>

現行条例	改正条例中間案 (令和7年3月常任委員会時)	改正条例最終案
(地域社会の役割) 第十条 地域社会においては、子どもを虐待から守るため、その地域で生活し、又は活動する者が相互に助け合い、子育てに関する情報の提供その他の取組を実施する重要な役割を果たすものとする。 第二章 未然防止 (子育て支援による未然防止の取組) 第十一条 県は、市町及び関係機関等が行う虐待の未然防止に資する事業について、妊産婦及び子育て家庭への支援が適切に実施されるよう、必要な助言及び適切な援助その他必要な協力を行わなければならない。 2 市町は、虐待を未然に防止するため、妊産婦及び子育て家庭への切れ目ない支援を実施するよう努めるものとする。	<u>(県、市町及び関係機関等の責務)</u> <u>第九条の二 県、市町及び関係機関等は、相互に連携し、虐待の早期発見、早期対応に努めなければならない。</u> <u>2 県、市町及び関係機関等は、子ども又は家庭のあらゆる相談に対応するため、相互に連携し、相談者が適切な支援を受けられるよう努めなければならない。</u> (地域社会の役割) 第十条 地域社会においては、子どもを虐待から守るため、その地域で生活し、又は活動する者が相互に助け合い、子育てに関する情報の提供その他の取組を実施する重要な役割を果たすものとする。 第二章 未然防止 (<u>妊産婦及び子育て家庭への支援による未然防止の取組</u>) 第十一条 県は、市町及び関係機関等が行う虐待の未然防止に資する事業について、妊産婦及び子育て家庭への支援が適切に実施されるよう、必要な助言及び適切な援助その他必要な協力を行わなければならない。 2 市町及び関係機関等は、虐待を未然に防止するため、妊産婦及び子育て家庭への切れ目ない支援を実施するよう努めるものとする。 <u>3 第一項の助言、援助又は協力は、市町及び関係機関等において、困難を抱える若年妊婦、特定妊婦その他妊娠期から子育て期までにおいて不安を抱える者を必要な支援につなげる取組が推進されるよう行わなければならない。</u>	<u>(県、市町及び関係機関等の連携)</u> <u>第九条の二 県、市町及び関係機関等は、相互に連携し、虐待の早期発見及び早期対応に努めなければならない。</u> <u>2 県、市町及び関係機関等は、子ども又は家庭のあらゆる相談に対応するため、相互に連携し、子ども及び家庭が適切な支援を受けられるよう努めなければならない。</u> (地域社会の役割) 第十条 地域社会においては、子どもを虐待から守るため、その地域で生活し、又は活動する者が相互に助け合い、子育てに関する情報の提供その他の取組を実施する重要な役割を果たすものとする。 第二章 未然防止 (<u>妊産婦及び子育て家庭への支援による未然防止の取組</u>) 第十一条 県は、市町及び関係機関等が行う虐待の未然防止に資する事業について、妊産婦及び子育て家庭への支援が適切に実施されるよう、必要な助言及び適切な援助その他必要な協力を行わなければならない。 2 市町及び関係機関等は、虐待を未然に防止するため、妊産婦及び子育て家庭への切れ目ない支援を実施するよう努めるものとする。 <u>3 第一項の助言、援助又は協力は、市町及び関係機関等において、困難を抱える若年妊婦、特定妊婦その他妊娠期から子育て期までにおいて不安を抱える者を必要な支援につなげる取組が推進されるよう行わなければならない。</u>

現行条例	改正条例中間案 (令和7年3月常任委員会時)	改正条例最終案
第三章 早期発見及び早期対応 (通告等に係る対応) 第十二条 児童相談所長は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告があった場合には、直ちに、当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは当該子どもとの面会、面談等の方法により当該子どもの安全を確認しなければならない。家庭その他から虐待を受けたと思われる子どもに係る相談があった場合についても、同様とする。	4 <u>県は、予期しない妊娠に至らないための啓発活動及び妊娠、出産等に関する相談先等の情報提供を行うものとする。</u> 5 <u>県は、医療機関及び市町と連携し、予期しない妊娠をした者又は医療機関を受診していない妊婦に対し、医療を受ける機会を確保させるための啓発活動及び情報提供並びに必要な支援を行うものとする。</u> 6 <u>市町は、母子保健法（昭和四十年法律第一百四十一号）第十二条第一項及び第十三条第一項の規定による乳児若しくは幼児に対する健康診査の未受診があり、当該子どもの安全の確認ができない場合又は市町が設置する要保護児童対策地域協議会において、要保護児童の安全の確認ができない場合には、児童福祉法第十条第二項の規定により、児童相談所に技術的援助又は助言を求めるものとする。</u> 7 <u>市町は、前項の規定により、技術的援助又は助言を受けた後も、子どもの安全の確認ができない場合は、法第八条第一項第二号の規定により、児童相談所長に通知するものとする。</u> 第三章 早期発見及び早期対応 (通告等に係る対応) 第十二条 児童相談所長は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告があった場合には、直ちに、当該虐待に係る調査（子どもの養育に一定の関与がある者の調査を含む。）を行い、<u>対面</u>により当該子どもの安全を確認しなければならない。家庭その他から虐待を受けたと思われる子どもに係る相談があった場合についても、同様とする。<u>ただし、市町又は関係機関等が対面に</u>	4 県は、予期しない妊娠に至らないための啓発活動及び妊娠、出産等に関する相談<u>窓口</u>等の情報提供を行うものとする。 5 県は、医療機関及び市町<u>その他関係機関等</u>と連携し、予期しない妊娠をした者又は医療機関を受診していない妊婦に対し、医療を受ける機会を確保させるための啓発活動、<u>情報提供その他の必要</u>な支援を行うものとする。 6 市町は、母子保健法（昭和四十年法律第一百四十一号）第十二条第一項及び第十三条第一項の規定による乳児若しくは幼児に対する健康診査<u>を受診しておらず、かつ、当該乳児若しくは幼児の安全の確認ができない場合又は市町が設置する要保護児童対策地域協議会において、要保護児童の安全の確認ができない場合には、児童福祉法第十条第二項の規定により、児童相談所に技術的援助又は助言を求めるものとする。</u> 7 市町は、前項の規定により、技術的援助又は助言を受けた後も、子どもの安全の確認ができない場合は、法第八条第一項第二号の規定により、児童相談所長に通知するものとする。 第三章 早期発見及び早期対応 (通告等に係る対応) 第十二条 児童相談所長（<u>知事からの権限の委任を受けた場合を含む。以下同じ。</u>）は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告があった場合には、直ちに、当該虐待に係る調査（<u>当該子どもの養育に一定の関与があると認められる者の調査を含む。</u>）を行い、<u>対面</u>により当該子どもの安全を確認しなければならない。家庭その他から虐待を受けたと思われる子どもに係る相

現行条例	改正条例中間案 (令和7年3月常任委員会時)	改正条例最終案
2 前項の虐待を受けたと思われる子どもの保護者は、同項の規定による安全の確認に協力しなければならない。 3 第一項の通告を受けた児童相談所長は、当該子どもの安全確認を最優先に対応し、その安全確保のため必要があると認める場合は、ためらわずに当該子どもの一時保護を行い、又は適当な者に委託して当該一時保護を行わせるものとする。	<u>より、当該子どもの安全を確認した場合はこの限りではない。</u> 2 <u>児童相談所長は、前項の規定により、調査及び子どもの安全を確認するに当たっては、通告の内容に応じ、市町及び関係機関等と連携を図るものとする。この場合において、同項の通告の内容及び調査により、子どもの生命若しくは身体に重大な危険が生じるおそれ又は子どもの心身の発達に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、警察と十分な連携を図らなければならない。</u> 3 <u>第一項の虐待を受けたと思われる子どもの保護者及び子どもの養育に一定の関与がある者は、同項の規定による安全の確認に協力しなければならない。</u> 4 <u>第一項の通告を受けた児童相談所長は、当該子どもの安全確認を最優先に対応し、その安全確保のため必要があると認める場合は、ためらわずに当該子どもの一時保護を行い、又は適当な者に委託して当該一時保護を行わせるものとする。</u> 5 <u>児童相談所長は、法第八条第二項第一号の規定による一時保護、法第八条の二第一項の規定による出頭要求、法第九条第一項の規定による立入りによる調査又は質問並びに法第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索及び同条第二項の規定による調査又は質問(次項において「臨検等」という。))について権限を行使する必要がある場合は、必要に応じ、関係機関等の協力を得て、速やかに当該権限を行使しなければならない。</u>	談があった場合についても、同様とする。<u>ただし、市町又は関係機関等が対面により、当該子どもの安全を確認した場合は、この限りではない。</u> 2 <u>児童相談所長は、前項の規定により、調査及び子どもの安全を確認するに当たっては、通告の内容に応じ、市町及び関係機関等と連携を図るものとする。この場合において、同項の通告の内容及び調査により、子どもの生命若しくは身体に重大な危険が生じるおそれ又は子どもの心身の発達に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、警察と十分な連携を図らなければならない。</u> 3 <u>第一項の虐待を受けたと思われる子どもの保護者及び当該子どもの養育に一定の関与がある<u>と認められる</u>者は、同項の規定による安全の確認に協力しなければならない。</u> 4 第一項の通告を受けた児童相談所長は、当該子どもの安全確認を最優先に対応し、その安全確保のため必要があると認める場合は、ためらわずに当該子どもの<u>法第八条第二項第一号の規定による</u>一時保護を行い、又は適当な者に委託して当該一時保護を行わせるものとする。 5 児童相談所長は、<u>法第八条第二項第一号の規定による</u>一時保護、法第八条の二第一項の規定による出頭要求、法第九条第一項の規定による立入り及び調査又は質問並びに<u>臨検等(法第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索及び同条第二項の規定による調査又は質問をいう。次項において同じ。))</u>について権限を行使する必要がある場合は、必要に応じ、関係機関等の協力を得て、速やかに当該権限を行使しなければならない。

現行条例	改正条例中間案 (令和7年3月常任委員会時)	改正条例最終案
(通告等に係る体制の整備等) 第十三条 県は、市町及び関係機関等との連携及び協力を図り、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告を常時受け、及び虐待を受けたと思われる子どもに係る家庭その他からの相談に常時応ずることができる体制の整備を図るものとする。 2 県は、前項の通告を行った者又は相談を行った者に不利益が生じないよう必要な措置を講ずるとともに、通告しやすく、かつ、相談しやすい環境づくりに努めなければならない。 3 知事は、地域における子どもを虐待から守るための取組を促進するため、県民の住宅等を「子どもを虐待から守る家」として指定し、当該住宅等に居住する者が子どもからの相談に応ずるよう協力を求めることができる。	6 <u>児童相談所長は、第一項、第四項及び第五項の規定により、虐待を受けたと思われる子どもの安全を確認しようとする場合、一時保護を行おうとし、又は行わせようとする場合、立入りによる調査又は質問をさせようとする場合及び臨検等をさせようとする場合には、法第十条第一項の規定に基づき当該子どもの住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。</u> 7 <u>児童相談所長は、前項の規定による援助を求める場合は、子どもの安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、法第十条第二項の規定に基づき、必要に応じ迅速かつ適切にこれを行わなければならない。</u> (通告等に係る体制の整備等) 第十三条 県は、市町及び関係機関等との連携及び協力を図り、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告を常時受け、及び虐待を受けたと思われる子どもに係る家庭その他からの相談に常時応ずることができる体制の整備を図るものとする。 2 県は、前項の通告を行った者又は相談を行った者に不利益が生じないよう必要な措置を講ずるとともに、通告しやすく、かつ、相談しやすい環境づくりに努めなければならない。 <u>(削除)</u>	6 <u>児童相談所長は、第一項、第四項及び第五項の規定により、虐待を受けたと思われる子どもの安全を確認しようとする場合、一時保護を行おうとし、又は行わせようとする場合、立入り及び調査又は質問並びに臨検等をしようとする場合には、法第十条第一項の規定に基づき、当該子どもの住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。</u> 7 <u>児童相談所長は、前項の規定による援助を求める場合は、子どもの安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、法第十条第二項の規定に基づき、必要に応じ迅速かつ適切にこれを行わなければならない。</u> (通告等に係る体制の整備等) 第十三条 県は、市町及び関係機関等との連携及び協力を図り、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告を常時受け、及び虐待を受けたと思われる子どもに係る家庭その他からの相談に常時応ずることができる体制の整備を図るものとする。 2 県は、前項の通告を行った者又は相談を行った者に不利益が生じないよう必要な措置を講ずるとともに、通告しやすく、かつ、相談しやすい環境づくりに努めなければならない。 <u>(削除)</u>

現行条例	改正条例中間案 (令和7年3月常任委員会時)	改正条例最終案
(配偶者に対する暴力が疑われる家庭への支援) 第十四条 県は、子どもが同居する家庭において、配偶者に対する暴力(法第二条第四号に規定する配偶者に対する暴力をいう。)が行われた疑いを認めた場合、市町及び関係機関等と情報共有を図り、連携して当該子ども及び配偶者を支援するものとする。 (子ども自身による安全確保への支援) 第十五条 県は、子ども自らが虐待について理解し、その心身の安全について相談を行うことができるよう、市町及び関係機関等と連携し、子どもに対し、情報の提供その他の必要な支援を実施するものとする。	(配偶者に対する暴力が疑われる家庭への支援) 第十四条 県は、子どもが同居する家庭において、配偶者に対する暴力(法第二条第四号に規定する配偶者に対する暴力をいう。)が行われた疑いを認めた場合、市町及び関係機関等と情報を共有し、連携して当該子ども及び配偶者を支援するものとする。 (子ども自身による安全確保への支援) 第十五条 県は、子ども自らが虐待について理解し、その心身の安全について相談を行うことができるよう、市町及び関係機関等と連携し、子どもに対し、<u>その成長過程に応じた情報の提供その他の必要な支援を実施するものとする。</u> 2 県は、<u>前項の支援を実施するに当たっては、子どもの利便性の向上を図るため、インターネットを利用したサービスその他の情報通信技術の活用等により、その時々の子どもの新たな習慣及び生活様式に適応した相談体制を整備するものとする。</u>	(配偶者に対する暴力が疑われる家庭への支援) 第十四条 県は、子どもが同居する家庭において、配偶者に対する暴力(法第二条第四号に規定する配偶者に対する暴力をいう。)が行われた疑いを認めた場合、市町及び関係機関等と情報を共有し、連携して当該子ども及び配偶者を支援するものとする。 (子ども自身による安全確保への支援) 第十五条 県は、子ども自らが虐待について理解し、その心身の安全について相談を行うことができるよう、市町及び関係機関等と連携し、子どもに対し、<u>その成長過程に応じた情報の提供その他の必要な支援を実施するものとする。</u> 2 県は、<u>前項の支援を実施するに当たっては、子どもの利便性の向上を図るため、インターネットを利用したサービスその他の情報通信技術の活用等により、その時々の子どもの新たな習慣及び生活様式に適応した相談体制を整備するものとする。</u>
第四章 保護及び支援 (虐待を受けた子どもに対する保護及び支援) 第十六条 県は、第十二条第三項の規定により一時保護が行われた子どもに対し、当該子どもの心身の健全な発達を促進するためのケアプランの作成その他の方法により適切な保護及び支援を行うものとする。	第四章 保護及び支援 (虐待を受けた子どもに対する保護及び支援) 第十六条 児童相談所長は、<u>法第八条第二項第一号</u>の規定により一時保護が行われた子どもに対し、当該子どもの心身の健全な発達を促進するためのケアプランの作成その他の方法により適切な保護及び支援を行うものとする。 2 <u>児童相談所長は、法第八条第二項第一号の規定により一時保護が行われた子どもが、一時保護解除されたとき又は一時帰宅するときは、再び虐待を受けることがないよう、市町及び関係機関等と</u>	第四章 保護及び支援 (虐待を受けた子どもに対する保護及び支援) 第十六条 児童相談所長は、<u>法第八条第三項第一号の規定により</u>一時保護が行われた子どもに対し、当該子どもの心身の<u>健やかな成長を支援</u>するための<u>サポートプラン</u>の作成その他の方法により適切な保護及び支援を行うものとする。 2 <u>児童相談所長は、法第八条第三項第一号の規定により</u>一時保護が行われた子どもが、一時保護を解除されたとき又は一時帰宅するときは、再び虐待を受けることがないよう、市町及び関係機関等

現行条例	改正条例中間案 (令和7年3月常任委員会時)	改正条例最終案
2 県は、虐待を受けた子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、当該子どもに対し、市町及び関係機関等と連携して適切な支援を行うものとする。 (虐待を行った保護者への指導等) 第十七条 県は、市町及び関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子どもとの良好な関係を再構築するための指導の徹底等に努めなければならない。 (権利の擁護) 第十八条 県は、虐待を受けた子どもの最善の利益を考慮し、子どもの意見を聴く機会及び子どもが自ら意見を述べる機会の確保その他子どもの権利を擁護するための必要な対応を行うよう努めなければならない。	<u>連携し、安全確保のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該一時保護が、第十二条第二項後段の規定により、警察と連携した事案であるときは、警察へ情報共有し、十分な連携を図るものとする。</u> 3 県は、虐待を受けた子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、当該子どもに対し、市町及び関係機関等と連携して適切な支援を行うものとする。 (虐待を行った保護者への指導等) 第十七条 県は、市町及び関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子どもとの良好な関係を再構築するため<u>又は虐待の再発を防ぐための指導の徹底及び必要な継続的支援に努めなければならない。</u> (権利の擁護) 第十八条 県は、虐待を受けた子どもの最善の利益を考慮し、子どもの意見を聴く機会及び子どもが自ら意見を述べる機会の確保その他子どもの権利を擁護するための必要な対応を行うよう努めなければならない。 2 県は、前項の対応を行うに当たっては、子どもを権利の主体として尊重し、子どもが意見を表明することができ、かつその意見が適切に反映されるよう努めなければならない。 3 県は、前項の規定による子どもの意見表明に当たっては、子どもが意見を形成するための支援に努めるとともに、<u>児童福祉法第三十三条の三の三に規定する意見聴取等措置の対象となる児童の同条各号に規定する措置を行うことに係る意見又は意向及び児童福祉法第二十七条第一項第三</u>	<u>と連携し、安全確保のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該一時保護が、第十二条第二項後段の規定により、警察と連携した事案に係るものであるときは、警察へ情報共有し、十分な連携を図るものとする。</u> 3 県は、虐待を受けた子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、当該子どもに対し、市町及び関係機関等と連携して適切な支援を行うものとする。 (虐待を行った保護者への指導等) 第十七条 県は、市町及び関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子どもとの良好な関係を再構築するため<u>又は虐待の再発を防ぐための指導の徹底及び必要な継続的支援に努めなければならない。</u> (権利の擁護) 第十八条 県は、虐待を受けた子どもの最善の利益を考慮し、子どもの意見を聴く機会及び子どもが自ら意見を述べる機会の確保その他子どもの権利を擁護するための必要な対応を行うよう努めなければならない。 2 県は、前項の対応を行うに当たっては、子どもを権利の主体として尊重し、子どもが意見を表明することができ、かつ、その意見が適切に反映されるよう努めなければならない。 3 県は、前項の規定による子どもの意見表明に当たっては、子どもが意見を形成するための支援に努めるとともに、<u>児童福祉法第三十三条の三の三に規定する意見聴取等措置の対象となる児童の同条各号に規定する措置を行うことに係る意見又は意向及び児童福祉法第二十七条第一項第三</u>

現行条例	改正条例中間案 (令和7年3月常任委員会時)	改正条例最終案
(社会的養育及び自立支援) 第十九条 県は、虐待を受けた子どもの社会的養育を充実するとともに、その自立を支援するため、里親等への委託の推進、児童養護施設等の体制の整備その他必要な支援を行うものとする。 (転居時の情報共有) 第二十条 児童相談所の所長は、虐待を受けた子どもが当該児童相談所の管轄区域外にその住所又は居所（以下この条において「住所等」という。）を移転する場合は、移転先の住所等を管轄する児童相談所において必要な支援が切れ目なく行われるよう、当該児童相談所の所長に対する速やかな引継ぎ等必要な措置を講ずるものとする。 2 児童相談所の所長は、虐待を受けた子どもが当該児童相談所の管轄区域にその住所等を移転した場合において、移転前に支援等を行っていた児童相談所の所長から情報の提供を受けたときは、必要な支援が切れ目なく行われるよう、市町及び関係機関等と緊密な連携を図るために必要な措	<u>号の措置その他の措置が採られている児童その他の者の当該措置における処遇に係る意見又は意向を安心して表明できるよう、必要な体制の整備を図るものとする。</u> (社会的養育及び自立支援) 第十九条 県は、虐待を受けた子どもの社会的養育を充実するとともに、その自立を支援するため、里親等への委託の推進、児童養護施設等の体制の整備その他必要な支援を行うものとする。 <u>2 県は、虐待を受けた子どもが自立した後、地域社会の中でつながりを持ち安心して生活を送ることができるよう、その成長の過程において必要な支援を実施するものとする。</u> <u>3 県は、市町及び関係機関等と連携し、児童養護施設等を退所した者の実情の把握に努めるとともに、生活及び就労に対する相談体制の整備を図るものとする。</u> (転居時の情報共有) 第二十条 児童相談所長は、虐待を受けた子どもが当該児童相談所の管轄区域外にその住所又は居所（以下この条において「住所等」という。）を移転する場合は、移転先の住所等を管轄する児童相談所において必要な支援が切れ目なく行われるよう、当該児童相談所長に対する速やかな引継ぎ等必要な措置を講ずるものとする。 2 児童相談所長は、虐待を受けた子どもが当該児童相談所の管轄区域にその住所等を移転した場合において、移転前に支援等を行っていた児童相談所長から情報の提供を受けたときは、必要な支援が切れ目なく行われるよう、市町及び関係機関等と緊密な連携を図るために必要な措置を講ず	<u>号の措置その他の措置が採られている児童その他の者の当該措置における処遇に係る意見又は意向を子どもが安全に安心して意見を表明できるよう、必要な体制の整備を図るものとする。</u> (社会的養育及び自立支援) 第十九条 県は、虐待を受けた子どもの社会的養育を充実するとともに、その自立を支援するため、里親等への委託の推進、児童養護施設等の体制の整備その他必要な支援を行うものとする。 <u>2 県は、虐待を受けた子どもが自立した後、地域社会の中でつながりを持ち安心して生活を送ることができるよう、その成長の過程において必要な支援を実施するものとする。</u> <u>3 県は、市町及び関係機関等と連携し、児童養護施設等を退所した者の実情の把握に努めるとともに、その生活及び就労に対する相談体制の整備を図るものとする。</u> (転居時の情報共有) 第二十条 児童相談所長は、虐待を受けた子どもが当該児童相談所の管轄区域外にその住所又は居所（以下この条において「住所等」という。）を移転する場合は、移転先の住所等を管轄する児童相談所において必要な支援が切れ目なく行われるよう、当該児童相談所長に対する速やかな引継ぎ等必要な措置を講ずるものとする。 2 児童相談所長は、虐待を受けた子どもが当該児童相談所の管轄区域にその住所等を移転した場合において、移転前に支援等を行っていた児童相談所長から情報の提供を受けたときは、必要な支援が切れ目なく行われるよう、市町及び関係機関等と緊密な連携を図るために必要な措置を講ず

現行条例	改正条例中間案 (令和7年3月常任委員会時)	改正条例最終案
置を講ずるものとする。 3 市町は、虐待の防止に係る支援を行っている子どもが当該市町以外の市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）にその住所等を移転する場合又は当該市町以外の市町村が虐待の防止に係る支援を行っている子どもが当該市町にその住所等を移転するという情報の提供を受けた場合は、その移転の前後において必要な支援が切れ目なく行われるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備 (連携・協力体制の整備) 第二十一条 県は、子どもを虐待から守るため、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、児童委員その他子どもの福祉に職務上関係のあ	るものとする。 3 市町は、虐待の防止に係る支援を行っている子どもが当該市町以外の市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）にその住所等を移転する場合又は当該市町以外の市町村が虐待の防止に係る支援を行っている子どもが当該市町にその住所等を移転するとの情報の提供を受けた場合は、その移転の前後において必要な支援が切れ目なく行われるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備 (基本計画) <u>第二十一条 知事は、子どもを虐待から守ることに</u> <u>関する施策を総合的に推進するための基本的な</u> <u>計画（以下「基本計画」という。）を定めるものと</u> <u>する。</u> <u>2 基本計画は、次の各号に掲げる事項について定</u> <u>めるものとする。</u> 一 <u>子どもを虐待から守ることに</u><u>関する施策に</u> <u>ついての基本的な方針</u> 二 <u>妊産婦及び子育て家庭への支援に関する事</u> <u>項</u> 三 <u>前二号に掲げるもののほか、子どもを虐待か</u> <u>ら守ることに</u><u>関する施策を総合的かつ計画的</u> <u>に推進するために必要な事項</u> (連携・協力体制の整備) 第二十二条 県は、子どもを虐待から守るため、医	るものとする。 3 市町は、虐待の防止に係る支援を行っている子どもが当該市町以外の市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）にその住所等を移転する場合又は当該市町以外の市町村が虐待の防止に係る支援を行っている子どもが当該市町にその住所等を移転するとの情報の提供を受けた場合は、その移転の前後において必要な支援が切れ目なく行われるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備及び施策の推進 <u>(第二十五条へ移動)</u> <u>(削除)</u>

現行条例	改正条例中間案 (令和7年3月常任委員会時)	改正条例最終案
る者（第二十六条第二項において「職務関係者」という。）と連携し、常に必要な助言又は援助を受けることができる体制の整備に努めなければならない。 2 市町は、子ども及びその保護者への支援を円滑に実施するため、要保護児童対策地域協議会等の活用により、県及び関係機関等との緊密な連携及び適切な役割分担の下に、協働して支援する体制の整備に努めるものとする。	る者（<u>第三十条第二項</u>において「職務関係者」という。）と連携し、常に必要な助言又は援助を受けることができる体制の整備に努めなければならない。 <u>（警察との連携）</u> <u>第二十三条</u> 県は、虐待を受けたと思われる子どもの安全を確保し適切な保護を図るため、虐待に係る情報を警察と共有し、虐待防止のため連携するものとする。 2 知事は、前項の規定に基づく虐待に係る情報を的確に共有し、連携体制を整備するに当たっては、必要に応じて警察本部長と協定を締結するものとする。 <u>（医療機関との連携）</u> <u>第二十四条</u> 県は、虐待を受けた子どもがその心身の状況に応じて適切な医療を受けることができるよう、医療機関との連携協力体制の整備に努めるものとする。 <u>（要保護児童対策地域協議会における支援体制の整備）</u> <u>第二十五条</u> 市町は、子ども及びその保護者への支援を円滑に実施するため、要保護児童対策地域協議会等の活用により、県及び関係機関等との緊密な連携及び適切な役割分担の下に、協働して支援する体制の整備に努めるものとする。 2 県は、市町が設置する要保護児童対策地域協議会の運営の充実を図るため、助言及び必要な支援を行うものとする。	<u>（警察との連携）</u> <u>第二十一条</u> 県は、虐待を受けたと思われる子どもの安全を確保し適切な保護を図るため、虐待に係る情報を警察と<u>的確に</u>共有し、虐待防止のため連携するものとする。 2 知事は、前項の規定に基づく<u>虐待に係る情報を的確に共有し、</u>連携体制を整備するに当たっては、必要に応じて警察本部長と協定を締結するものとする。 <u>（医療機関との連携）</u> <u>第二十二条</u> 県は、虐待を受けた子どもがその心身の状況に応じて適切な医療を受けることができるよう、医療機関との連携協力体制の整備に努めるものとする。 <u>（要保護児童対策地域協議会における支援体制の整備）</u> <u>第二十三条</u> 市町は、子ども及びその保護者への支援を円滑に実施するため、要保護児童対策地域協議会<u>等</u>の活用により、県及び関係機関等との緊密な連携及び適切な役割分担の下に、協働して支援する体制の整備に努めるものとする。 2 県は、市町が設置する要保護児童対策地域協議会の運営の充実を図るため、助言及び必要な支援を行うものとする。

現行条例	改正条例中間案 (令和7年3月常任委員会時)	改正条例最終案
(在宅における支援体制の整備) 第二十二條 県は、虐待を受けた子どもが当該虐待を行った保護者と同居する場合における虐待の再発を防止するため、その家庭が属する地域社会との連携を図り、その家庭への支援を継続的に行うことができる体制の整備に努めなければならない。	(在宅における支援体制の整備) 第二十六條 県は、虐待を受けた子どもが当該虐待を行った保護者と同居する場合における虐待の再発を防止するため、<u>市町、関係機関等及び</u>その家庭が属する地域社会との連携を図り、その家庭への支援を継続的に行うことができる体制の整備に努めなければならない。	(在宅における支援体制の整備) 第二十四條 県は、虐待を受けた子どもが当該虐待を行った保護者と同居する場合における虐待の再発を防止するため、<u>市町、関係機関等及び</u>その家庭が属する地域社会との連携を図り、その家庭への支援を継続的に行うことができる体制の整備に努めなければならない。
		(<u>推進計画</u>) 第二十五條 県は、子どもを虐待から守ることに關する施策を総合的に推進するための<u>基本的な計画</u>(以下「推進計画」という。)を定めるものとする。 2 推進計画は、<u>次の各号</u>に掲げる事項について定めるものとする。 一 <u>子どもを虐待から守ることに關する施策に關する基本的な方針</u> 二 妊産婦及び子育て家庭への支援に關する事項 三 <u>前号</u>に掲げるもののほか、子どもを虐待から守ることに關する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
(子ども虐待防止啓発月間) 第二十三條 県民の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心及び理解を深めるとともに、次代を担う子どもの心身の健全な発達に寄与するため、子ども虐待防止啓発月間を設ける。 2 子ども虐待防止啓発月間は、毎年十一月とする。 3 県は、子ども虐待防止啓発月間において、その趣旨にふさわしい事業の実施に努め、また、市町及び関係機関等による同様の事業等に協力する	(子ども虐待防止啓発月間) 第二十七條 県民の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心及び理解を深めるとともに、次代を担う子どもの心身の健全な発達に寄与するため、子ども虐待防止啓発月間を設ける。 2 子ども虐待防止啓発月間は、毎年<u>五月及び</u>十一月とする。 3 県は、子ども虐待防止啓発月間において、その趣旨にふさわしい事業の実施に努め、また、市町及び関係機関等による同様の事業等に協力する	(子ども虐待防止啓発月間) 第二十六條 県民の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心及び理解を深めるとともに、次代を担う子どもの心身の健全な発達に寄与するため、子ども虐待防止啓発月間を設ける。 2 子ども虐待防止啓発月間は、毎年<u>五月及び</u>十一月とする。 3 県は、子ども虐待防止啓発月間において、その趣旨にふさわしい事業の実施に努め、また、市町及び関係機関等による同様の事業等に協力する

現行条例	改正条例中間案 (令和7年3月常任委員会時)	改正条例最終案
よう努めなければならない。 (人材の養成等) 第二十四条 県は、子どもを虐待から守るため、児童相談所等における相談支援体制を整備するとともに、専門的な知識及び技術を有する職員の確保及び資質の向上を図るものとする。 2 県は、県、市町又は関係機関等による子どもを虐待から守るための事業又は活動が調和よく融合され、効果的に実施されるよう人材の養成に努めなければならない。 (調査研究等) 第二十五条 県は、子どもを虐待から守るための調査及び研究に努めるとともに、必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。	よう努めなければならない。 (人材の養成等) 第二十八条 県は、子どもを虐待から守るため、児童相談所等における相談支援体制を整備するとともに、専門的な知識及び技術を有する職員の確保及び資質の向上を図るものとする。 <u>2 県は、前項の規定を実施するに当たっては、体系的、計画的に研修を行うものとする。</u> <u>3 県は、県、市町又は関係機関等による子どもを虐待から守るための事業又は活動が調和よく融合され、効果的に<u>連携が</u>実施されるよう人材の養成に努めなければならない。</u> <u>4 県は、法第四条第五項の規定に基づく検証の結果を、児童相談所、市町及び関係機関等において職務に従事する者の研修等に十分活用するなど、虐待による死亡事例等の重大事例の再発防止に関する取組を積極的に進めるものとする。</u> (調査研究等) 第二十九条 県は、子どもを虐待から守るための調査及び研究に努めるとともに、必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。	よう努めなければならない。 (人材の養成等) <u>第二十七条</u> 県は、子どもを虐待から守るため、児童相談所等における相談支援体制を整備するとともに、専門的な知識及び技術を有する職員の確保及び資質の向上を図るものとする。 <u>2 県は、前項の規定に基づく取組を実施するに当たっては、体系的かつ計画的に研修を行うものとする。</u> <u>3 県は、県、市町又は関係機関等による子どもを虐待から守るための事業又は活動が調和よく融合され、<u>連携して効果的に</u>実施されるよう人材の養成に努めなければならない。</u> <u>4 県は、法第四条第五項の規定に基づく分析並びに調査研究及び検証の結果を、児童相談所、市町及び関係機関等において職務に従事する者の研修等に十分活用するなど、虐待による死亡事例等の重大事例の再発を防止するための取組を積極的に進めるものとする。</u> (調査研究等) <u>第二十八条</u> 県は、子どもを虐待から守るための調査及び研究に努めるとともに、必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。 <u>(財政上の措置)</u> <u>第二十九条 県は、子どもを虐待から守るための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。</u>

現行条例	改正条例中間案 (令和7年3月常任委員会時)	改正条例最終案
第六章 雑則 (秘密の保持) 第二十六条 県は、関係機関等と連携し、子どもを虐待から守るための施策又は事業を実施する場合には、取り扱う個人情報の保護に関し必要な対策を講じなければならない。 2 職務関係者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た虐待を受けたと思われる子どもに関する秘密を漏らしてはならない。 (年次報告) 第二十七条 知事は、毎年、虐待の発生状況、虐待に係る通告等の状況、県の施策の実施状況その他の県内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を県民に公表しなければならない。 (委任) 第二十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	第六章 雑則 (秘密の保持) 第三十条 県は、関係機関等と連携し、子どもを虐待から守るための施策又は事業を実施する場合には、取り扱う個人情報の保護に関し必要な対策を講じなければならない。 2 職務関係者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た虐待を受けたと思われる子どもに関する秘密を漏らしてはならない。 (年次報告) 第三十一条 知事は、毎年、虐待の発生状況、虐待に係る通告等の状況、県の施策の実施状況その他の県内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を県民に公表しなければならない。 (委任) 第三十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	第六章 雑則 (秘密の保持) 第三十条 県は、関係機関等と連携し、子どもを虐待から守るための施策又は事業を実施する場合には、取り扱う個人情報の保護に関し必要な対策を講じなければならない。 2 関係機関等は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た虐待を受けたと思われる子どもに関する秘密を漏らしてはならない。 (年次報告) 第三十一条 知事は、毎年、虐待の発生状況、虐待に係る通告等の状況、県の施策の実施状況その他の県内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を県民に公表しなければならない。 (委任) 第三十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。